

官製談合防止法が 改正されました

大きな事件が相次ぎました

昨年末、福島、和歌山、宮崎の3県の知事が談合や、それに絡んだ収賄などの罪で相次いで逮捕されました。連日新聞やテレビのニュースで報道されていたので、皆さんの記憶にも新しいかと思います。またつい先日も、国土交通省は、元職員の関与した談合事件で、公正取引委員会から中央省庁としては初めて改善措置の要求を受けました。国土交通省は国の公共事業の多くを担う省庁なので、自ら襟を正し、素早い、十分な調査とその公表、そして再発を防止するしくみづくりが求められています。

ところで、この今回の問題でよく耳にする官製談合防止法という法律とは一体どのような法律なのでしょうか。またこの官製談合防止法が昨年秋に開かれた臨時国会で一部改正されたことを皆さんはご存知でしょうか。

現在の官製談合防止法の正式な名前は「**入札談合等関与行為防止法**」と言います。これは国や地方公共団体等の職員が、入札談合に関与する、いわゆる「**官製談合**」を防止する目的で、平成14年に成立し、平成15年1月から施行されている法律です。この法律に違反した職員やその職員の所属する団体は、公正取引委員会から改善の要求を受けて、調査や改善措置を行う必要があります。

(裏面に続きます)

官製談合防止法改正のポイント

- 1 法律名を変更して、職員による違反行為に対して、罰則を定めることを法律の趣旨として加えました。
- 2 対象となる特定法人の範囲を拡大しました。
- 3 談合関与として適用される行為の種類を増やしました。
- 4 談合に関与した職員の賠償責任の有無や、懲戒、処罰などの調査結果の公表を義務づけました。
- 5 職員が入札妨害行為を行った際の罰則を定めました。

4 月までに施行される予定の、今回の法律改正の中で最も重要な点は、5 項目目の、違反をした職員に対する罰則を定めたことです。今回の改正で、違反をした職員は、**5 年以下の懲役または 250 万円以下の罰金**という思い罰を受けることとなります。これまでは、刑法の競売入札妨害罪や談合罪で罰せられていました。罰もこれまでの刑法では、**2 年以下の懲役**だったのが、**5 年以下の懲役**に厳しくなっています。

これからも私たちの生活に本当に必要な公共事業が、適切なやり方で、効率的に行われるように法整備を進めていきたいと考えています。

おこのぎ八郎さんを支援する会

横浜市神奈川区反町 1 - 7 - 1

TEL: 0 4 5 (3 2 3) 6 0 0 0 FAX : 0 4 5 (3 2 3) 2 9 7 4

E-mail: g 0 0 8 3 3 @shugiin.go.jp

<http://www.hachirou.com>